

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	受給資格及び申請と認定
根拠法令及び条項	<p>新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例 (申請及び認定)</p> <p>第3条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、手当の支給を受けようとする者が未成年者であるとき、又は本人の意思で申請行為ができないときは、その者と同居して現にその者を養護している者が代わって行うことができる。</p> <p>3 市長は、第1項の申請を受けたときは、認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>
所管部課係名	総合福祉部障がい者福祉課給付係
審査基準	<p>関係条項</p> <p>新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例第2条 (受給資格)</p> <p>第2条 手当は、市内に住所を有する障がい者で、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障がいを有するもの</p> <p>(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）の規定による療育手帳の交付を受けた者で、当該療育手帳に記載された障がいの程度がⒶ、A又はⒷであるもの</p> <p>(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障がい者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において障がいの程度が最重度、重度又は中度と判定された者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級又は2級の精神障がいを有するもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、これらの者と同程度以上の障がいの状態にあると市長が認める者</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障がいの状態にあると市長が認める者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、手当を支給しない。</p> <p>(1) 65歳以上の者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 65歳に達する日の前日において前項各号のいずれかに該当していた者で、同日後も引き続き当該いずれかに該当するもの</p> <p>イ 平成21年12月31日以前から引き続き手当(この条例による手当と同種の手当で、他の市町村(特別区を含む。)が支給するものを含む。)を支給されている者</p> <p>ウ 平成21年12月31日において前項各号のいずれかに該当していた者のうち、次号から第5号までのいずれかに該当することにより手当を支給されていなかった者で、同日後において当該いずれかに該当しなくなったもの</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 新座市重度要介護高齢者手当支給条例（昭和48年新座市条例第</p>

		<p>15号)第4条第1項に規定する重度要介護高齢者手当の受給資格の認定を受けている者</p> <p>(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の規定による障がい児福祉手当、同法第26条の2の規定による特別障がい者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けている者(埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱に定める超重症心身障がい児と市長が認める者を除く。)</p> <p>(5) 手当の支給を受ける月の属する年度分の市町村民税が課される者 新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例施行規則 (申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項に規定する申請は、新座市重度心身障がい者福祉手当受給資格認定申請書により行うものとする。</p> <p>(受給者台帳への登載及び通知)</p> <p>第4条 条例第3条第3項の規定により受給資格の認定をした者については、新座市重度心身障がい者福祉手当受給者台帳に登載するものとする。</p> <p>2 条例第3条第3項に規定する通知は、新座市重度心身障がい者福祉手当受給資格認定・却下通知書により行うものとする。</p>
	基 準 (未設定の場合はその理由)	受給資格は、申請月の初日をもって認定月とする。
	参 考 事 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)